毎週火・金曜日発行



目

報

規

則

次

秋田県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則 (一〇〇・流通経済

秋田県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則 (一〇一・水産漁港課) 1

則

規

秋田県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成十七年十月三十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第百号

秋田県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

のように改正する 秋田県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年秋田県規則第四号)の一部を次

法」に改める `法」という。」を削り、「 法第二条第二項各号」を「同条第二項各号」に改める。 第二条第一項中「の各号」を削り、 第一条中「農業近代化資金助成法」を「農業近代化資金融通法」に改め、「。 同項第六号中「法」を「農業近代化資金融通

樣式第4号(第4条関係) 農業近代化資金利子補給契約書

樣式第四号中

農業近代化資金利子補給契約書

を

秋田県(以下「甲」という。)と

ページ

浱満浬꽒 4 売。 以 寸 「 巻 小 蘥 諮 満 쁻 」 を 「 以 寸 「 満 쁻 」 に 改 め 、 同 契 約 書 第 四 条 中

談利子補給金の鶴につき」に、「割合をもつて」を「割合で」に改め、同条第三項中 い」や「支払」に、「をなす日までの期間につき、」や「の日までの日数に応じ、当 九条中「資金の融資」を「農業近代代資金の貸付け」 同条第二項中「爋」を「爋み」に、「 型中舗諮渵浬」を「 渵浬」に改め、同契約書第 「の規定」を削り、 〒」に改め、「 剱えて、」 の次に「 いわや」を加え、同契約書第六条第二項中「 灶挞 同契約書第八条第一項中「哅昤」 を「濡糕近代代脳)に改め、 に改め、 同樣式中 N |融資機

者の職氏名 関の名称及

を

N 融資機関住所

融資機関名 代表者職氏名

に改める。

則

この規則は、 公布の日から施行する。

秋田県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

秋田県知事

寺

田

典

城

平成十七年十月三十一日

秋田県規則第百一号

秋田県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

うに改正する。 秋田県漁港管理条例施行規則(昭和四十四年秋田県規則第四十号)の一部を次のよ

第九条を次のように改める

第九条 この規則に定めるもののほか、県が管理する漁港の維持管理に関し必要な事

樣式第4号(第4条関係)

印紙

秋田県(以下「甲」という。)と

農業近代化資金利子補給契約書

資金助成法(昭和36年法律第202号。以下「法」という。)」や「農業近代化資金融

通法」に、「次の条項を契約する」を「、次のとおり契約を締結する」に改め、

式農業近代化資金利子補給契約書第一条中「라嶌」を「咸合け」に、「 郡君37年秋田

い、「農業近代化

1

購読料金

一月三千六百七十五円 (税込)

印

刷

者